

令和 4 年

上尾市教育委員会 9 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 4 3 号 上尾市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則の制定について----- 1
- 議案第 4 4 号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について----- 4
- 議案第 4 5 号 令和 5 年度当初教職員人事異動方針について----- 1 2

【 白紙 】

議案第 4 3 号

上尾市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則の制定について

上尾市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 9 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則

(上尾市教育委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会公印規則 (昭和 6 2 年上尾市教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表 1 の表を次のように改める。

公印の名称	ひな形	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	管理者
埼玉県上尾市教育委員会印		方 3 0	1	表彰状用	教育総務課長
埼玉県上尾市教育委員会印		方 2 1	1	教育委員会名をもって発する文書	教育総務課長
埼玉県上尾市立○○○ ○学校印		方 6 0	学校の数	卒業証書用	校長

埼玉県上尾市立〇〇〇〇学校印		方 2 4	学校の数	学校名をもつて発する文書	校長
埼玉県上尾市立〇〇〇〇学校印		1 5 × 3 6	学校の数	割印用	校長

別表 2 の表埼玉県上尾市立平方幼稚園長印の項を削る。

(上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会事務局組織規則（平成 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項教育総務部の部教育総務課の項中第 1 3 号を削り、第 1 4 号を第 1 3 号とし、第 1 5 号を第 1 4 号とし、同条第 2 項学校教育部の部指導課の項第 2 号中「及び園外行事」を削り、同項第 8 号中「幼稚園教育の指導助言」を「幼児教育の推進」に改める。

(上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部改正)

第 3 条 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成 1 3 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

(上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 1 9 年上尾市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中学校、小学校及び幼稚園」を「小学校及び中学校」に改める。

(上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正)

第 5 条 上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 2 年上尾市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、中学校又は幼稚園の校長（園長を含む。）」を「又は中学校の校長」に改める。

（上尾市立幼稚園管理規則及び上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の廃止）

第6条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 上尾市立幼稚園管理規則（昭和62年上尾市教育委員会規則第7号）
- (2) 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年上尾市教育委員会規則第6号）

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

上尾市立平方幼稚園の閉園に伴い、同幼稚園に関する公印を廃止するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 4 4 号

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 9 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程等の一部を改正する訓令

(上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程(平成 2 0 年上尾市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表 5 の項及び 6 の項を削り、同表 7 の項中「(用務員を除く。)」を削り、同項を同表 5 の項とする。

(上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(平成 2 1 年上尾市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平方幼稚園、」を削る。

別表平方幼稚園に勤務する職員の項を削り、同表市立小学校に勤務する職員の項を次のように改める。

市立小学校に勤務する職員	1 週間について 3 8 時間 4 5 分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、1 5 時間 3 0 分から 3 1 時間までの範囲内で別に定める時間)とし、その割振りは所属長	日曜日及び土曜日	4 5 分とし、その割振りは所属長が定める。
--------------	--	----------	------------------------

	<p>が定める。</p> <p>週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、15時間30分から31時間までの範囲内で別に定める時間）とする。</p>	
--	--	--

（上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部改正）

第3条 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、平方幼稚園長」を削る。

第6条の表を次のように改める。

教育長	主務部長
部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 次長 2 主務課長、図書館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長
次長	主務課長、図書館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長
課長又は図書館長	<ol style="list-style-type: none"> 1 主席主幹 2 主幹 3 当該事項を所掌するグループのリーダー
教育センター所長 又は中学校給食共同調理場所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 主席主幹 2 主幹 3 リーダー
市立の小学校長又は中学校長	教頭

第7条に次のただし書を加える。

ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

第14条中「、平方幼稚園長」を削る。

別表第1の1の項第4号中「許可書」の次に「、検査書」を加え、同項第7号中「受理すること」の次に「（この表に別段の定めがある場合を除く。）」を加え、同表2の項第1号中「の職」の次に「及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の職」を加え、同項第2号中「の職」の次に「及び会計年度任用職員の職」を加え、同表3の項に次の1号を加える。

<p>(4) 法第238条の2第2項の規定により公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは法第238条の4第2項若しくは第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第7項の規定による行政財産の使用の許可で市長が指定するものをしてしようとする事について、市長と協議すること。</p>		○			
--	--	---	--	--	--

別表第1の9の項第3号エ中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）」を削り、同項第4号を次のように改める。

<p>(4) 所属職員の時間外勤務命令をすること。 ア 部長 イ 参事及び次長 ウ 副参事、課長及び図書館長 エ 主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者（学校その他の教育機関（公民館を除く。）において主席</p>		○	○	○	○
---	--	---	---	---	---

主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)					
-----------------------------	--	--	--	--	--

別表第1の9の項第7号中「発する」を「する」に改め、同表11の項中「その他の法律」の次に「、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）」を加え、同表12の項を次のように改める。

12	行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に関する事項	(1) 審査請求書を受理すること。					○
		(2) 審理員を指名すること。					○
		(3) 弁明書及び書類その他の物件を提出すること。					○

別表第1の14の項事項の欄中「後援名義」を「後援等名義」に改める。

別表第2教育総務部教育総務課の表1の項を削り、同表2の項中「教育委員会若しくは」を「教育委員会事務局若しくは」に改め、「この項において」を削り、同項を同表1の項とし、同表3の項を同表2の項とし、同表4の項第1号中「職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）」を「事務局等の職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）」に改め、同項第2号中「職員の」を「事務局等の職員の」に改め、同号イ中「並びに市立の幼稚園に勤務する職員（園長を除く。）並びに市立の小学校及び中学校に勤務する職員（以下この項において、これらの職員を「市費学校職員」という。）」を削り、同項第3号中「職員の」を「事務局等の職員の」に改め、「及び市費学校職員」を削り、同項第3号の2中「会計年度任用職員」を「事務局等の会計年度任用職員（県費負担教職員を除く。以下同じ。）」に改め、同項第4号中「職員及び」を「事務局等の職員及び」に改め、同項第5号中「職員」を「事務局等の職員」に改め、同項第5号の2中「職員及び」を「事務局等の職員及び」に、「をいう」を「をいい、県費負担教職員を除く」に改め、同号イ中「並びに市費学校職員」を削り、同項第7号中「職員の」を「事務局等の職員の」に改め、同号ウ中「並び

に市費学校職員」を削り、同項第 8 号中「職員の」を「事務局等の職員の」に改め、同号オ中「並びに市費学校職員」を削り、同項第 9 号中「職員の」を「事務局等の職員の」に改め、同号ウ中「並びに市費学校職員」を削り、同項第 10 号中「職員」を「事務局等の職員」に改め、同項第 11 号中「職員及び」を「事務局等の職員及び」に、「発する」を「する」に改め、同号ウ中「並びに市費学校職員」を削り、同項を同表 3 の項とし、同表中 5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とする。

別表第 2 教育総務部生涯学習課の表 2 の項第 7 号を次のように改める。

(7) 上尾市立公民館の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要 なも の	軽易 なも の
--	--	--	---------------	---------------

別表第 2 教育総務部生涯学習課の表 4 の項第 3 号エ中「水道管」を「水管」に改める。

別表第 2 教育総務部スポーツ振興課の表 1 の項第 1 号及び第 2 号中「上尾市民体育館」の次に「及び上尾市平塚サッカー場」を加え、同項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を削り、同表 2 の項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とする。

別表第 2 学校教育部学務課の表 1 の項第 1 号中「幼稚園、」を削り、同表 2 の項第 1 号アを次のように改める。

ア 市立の小中学校長及び中学校長（以下単 に「校長」という。）			○	
------------------------------------	--	--	---	--

別表第 2 学校教育部学務課の表 2 の項第 1 号イ、同項第 2 号、第 5 号及び第 6 号中「学校長」を「校長」に改め、同表 3 の項中「幼児、」を削る。

別表第 2 学校教育部指導課の表 1 の項第 3 号中「市立の小中学校及び中学校」を「学校」に改め、同表 2 の項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「発する」を「する」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 教育センター所長の時間外勤務命令をすること。				○
----------------------------	--	--	--	---

別表第2 学校教育指 導課の表3 の項第3 号及び5 の項中「学校長」を「校長」に改め、同項第4 号中「教育センター」を「埼玉県立総合教育センター」に改める。

別表第2 学校教育指 導課の表1 の項第2 号中「学校長」を「校長」に改め、同表2 の項第4 号を同項第5 号とし、同項第3 号中「発する」を「する」に改め、同号を同項第4 号とし、同項中第2 号を第3 号とし、第1 号の次に次の1 号を加える。

(2) 中学校給食共同調理場所長の時間外勤務命令をすること。				○
--------------------------------	--	--	--	---

別表第2 学校教育指 導課の表3 の項中「学校長」を「校長」に改め、同表4 の項中「学校長」を「校長」に改め、「幼児、」を削る。

別表第3 の1 の項第4 号中「許可証等」を「許可書、検査書等」に改め、同表2 の項第1 号中「の職」の次に「及び会計年度任用職員の職」を加え、同項第9 号中「発する」を「する」に改め、同表3 の項を次のように改める。

3	行政不服 審査法に 基づく審 査請求に 関する事 項	(1) 審査請求書を受理すること。 (2) 審理員を指名すること。 (3) 弁明書及び書類その他の物件を提出すること。
---	---	---

別表第3 の5 の項事項の欄中「後援名義」を「後援等名義」に改め、同表に次の1 項を加える。

9	その他の事項	所属物品の一時貸出しをすること。
---	--------	------------------

別表第4 の1 の項中「、平方幼稚園長及び学校長」を「及び校長」に改め、同項第1 号中「進達等」の次に「（軽易なものに限る。）」を加え、同表2 の項中「、中学校給食共同調理場所長及び平方幼稚園長」を「及び中学校給食共同調理場所長」に改め、同項中第1 2 号を第1 7 号とし、第1 1 号を第1 4 号とし、同号の次に次の2 号を加える。

(15) 所属会計年度任用職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。

(16) 所属会計年度任用職員の身分、給与、在職その他の証明をすること。

別表第4の2の項中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 所属会計年度任用職員の通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格を認定すること。

別表第4の2の項中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 教育機関の長を補佐する職員を指名すること。

別表第4の2の項に第1号として次の1号を加える。

(1) リーダー又はサブリーダーとなる職員を指名すること。

別表第4中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を削り、同表6の項中「学校長」を「校長」に改め、同項を同表4の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程別表第2教育総務部スポーツ振興課の表1の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする改正規定 令和5年2月1日

(2) 第3条中上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程別表第2教育総務部スポーツ振興課の表1の項中第1号及び第2号の改正規定並びに同項第7号を削る改正規定並びに同表2の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とする改正規定 令和5年4月1日
(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁（同規程第2条第1号に規定する決裁をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市立平方幼稚園の閉園に伴い、平方幼稚園長に関する規定を削るほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第45号

令和5年度当初教職員人事異動方針について

令和5年度当初人事異動方針について、下記のとおり定める。

令和4年9月29日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

令和5年度当初教職員人事異動の方針

令和4年9月 日

上尾市教育委員会決定

1 基本方針

埼玉県教育委員会の「令和5年度当初教職員人事異動の方針について」に基づき、適正な異動を推進する。

- (1) 本市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本市教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本市教育水準の向上を図るため、全市的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全市的視野から適切な配置に努める。

2 退職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところによる。
- (2) 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

3 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。

- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (4) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積み、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (6) 過員を調整するための異動については、優先して行う。また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (7) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (8) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (9) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (10) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (11) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

提案理由

令和5年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針を定めたいので、この案を提出する。